

高知県地域課題解決起業支援事業費補助金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県地域課題解決起業支援事業費補助金交付要綱第8条及び高知県地域課題解決起業支援事業費補助金審査会設置要綱第6条の規定に基づき、当該補助事業の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査の手順)

第2条 審査は、審査会を開催する前月末までに申請があったものに対し、補助金交付申請書及び添付書類に基づき、審査員により行う。

2 審査に当たっては、記載内容の確認等のため、申請事業者からのプレゼンテーション及び質疑応答を行うものとする。原則対面での実施とするが、県がやむを得ないと認めるものについてはオンラインでの参加も可とする。

3 審査項目（採択基準、審査事項）、評価項目及び評価基準は、別表1によるものとする。

(審査員の評価)

第3条 審査員は、別表2の高知県地域課題解決起業支援事業費補助金評価表（以下「評価表」という。）により、交付申請のあった事業ごとに、5段階評価により評価を行うものとする。

なお、5段階のうち1点と評価をした評価項目にあつては、原則として、「評価の考え方」の欄に意見を付するものとする。

(審査の集計)

第4条 総合評価は、別表3の高知県地域課題解決起業支援事業費補助金評価集計表（集計表）を基に、審査員の合議により行う。

2 総合評価の際の判断基準は、別表4によるものとする。

(審査結果の通知)

第5条 委員長は、審査会終了後、速やかに審査の結果を別表5により知事に提出するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、委員長が審査会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月15日から施行する。